

平成21年新司法試験合格証書の交付について

平成21年新司法試験の合格証書は、9月30日（水）から10月5日（月）までの間において、以下の手続きにより授与しますので必ず受領願います。

1 郵送での受領

上記期間内に、表に赤字で「合格証書郵送希望」と記した適宜の封筒に、**合格通知書**写し（あて名面を含む。）、**戸籍抄本**又は**本籍の記載のある住民票**（以下「**戸籍抄本等**」という。）及び**返信用封筒**（角形2号【縦33.2 cm, 横24.0 cm 程度】）に440円分の郵便切手（簡易書留郵送料）をはり付けて、送付先住所、氏名及び郵便番号を明記したものを封入して（戸籍抄本等は、返還しないので注意願います。）、司法試験委員会あてに郵送してください。郵送による請求は、9月30日（水）以前でも随時受け付けます。

2 法務省内合格証書交付所（1階）での受領（代理人でも可）

上記期間の午前10時から午後零時及び午後1時から午後5時までの間に、**合格通知書**（あて名面を含む。）、**戸籍抄本等**及び**印鑑**を必ず持参してください。

なお、本籍・国籍・氏名等の身分事項を変更された方で、司法試験委員会に届出を済ませていない方は、至急、連絡願います（平成21年司法試験（新司法試験）受験案内6ページを参照ください。）。